

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	2
【議案第 16 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2
【議案第 17 号】 矢板市介護保険条例の一部改正について	3
【議案第 18 号】 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	6
【議案第 19 号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
【議案第 20 号】 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	6
【議案第 21 号】 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
【議案第 22 号】 矢板市営住宅条例の一部改正について	9
【議案第 23 号】 矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部改正について	10
【陳情第 2 号】 新型コロナワクチンの副反応報告の件数 予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情	13
【委員長報告】	15
【閉会】	15

1 日 時

令和6年2月28日（水）午後2時20分～午後3時27分

2 場 所

議場

3 出席委員（7名）

委員長 宮本莊山

副委員長 掛下法示

委 員 渡邊英子、齋藤典子、高瀬由子、小林勇治、佐貫薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（10名）

- | | | |
|---------------|-------------|-------|
| (1) 社会福祉課（1人） | ③介護保険担当 | 森山 敦 |
| ①社会福祉課長 沼野 晋一 | (4) 建設課（2人） | |
| (2) 子ども課（2人） | ①建設課長 | 柳田 豊 |
| ①子ども課長 高橋 理子 | ②管理住宅担当 | 荒波 弘和 |
| ②保育担当 松岡 雄一 | (5) 水道課（2人） | |
| (3) 高齢対策課（3人） | ①水道課長 | 斎藤 正樹 |
| ①高齢対策課長 加藤 清美 | ②業務担当 | 前野 秀明 |
| ②地域支援担当 手塚 宏子 | | |

6 担当書記

矢板 寿江、粕谷 嘉彦

7 付議事件

- 【議案第16号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第17号】矢板市介護保険条例の一部改正について
- 【議案第18号】矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第19号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第20号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第21号】矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第22号】矢板市営住宅条例の一部改正について
- 【議案第23号】矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部改正について
- 【陳情第2号】新型コロナワクチンの副反応報告の件数 予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情

【開会】

○委員長（宮本莊山） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 （14：20）

【議案第16号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 初めに、議案第16号を議題とする。

○子ども課長（高橋理子）

（「議案書」35ページを朗読、36～38ページにより説明）

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものである。

一つ目として、第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとすること。次に二つ目として、第53条に規定する磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図ることとするものである。

施行日は公布日とするが、第23条の改正規定は令和6年4月1日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第16号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決された。

【議案第 17 号】矢板市介護保険条例の一部改正について

○委員長 議案第 17 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（加藤清美） 説明の前に、令和 6 年 4 月からの介護保険制度改正に伴い、矢板市介護保険条例等の一部改正が必要となることから、議案第 17 号及びこの後説明する議案 18 号から議案第 21 号までの五つの条例を改正する。

なお、今回の条例改正の概要は、2 月 5 日に開催された全員協議会の際に、関係条例の整備の概要について報告している内容となる。

(「議案書」40～43 ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

矢板市介護保険条例の一部改正については、第 9 期矢板市高齢者プラン策定に伴い、介護保険料の設定に関わる内容となる。第 1 号被保険者の介護保険料は所得に応じて段階別保険料を設定しているが、介護保険制度の改正において、標準段階が現在の 9 段階から 13 段階になり、また、各段階の保険料算定に用いる標準乗率が示された。本市においては国の標準段階、標準乗率を採用し、第 1 号被保険者介護保

保険料の月額基準額を現行の 6,000 円から 5,500 円に減額することにした。介護保険料は、計画期間における介護保険給付費や地域支援事業費の見込み、被保険者数の見込み等を積算した上で必要な保険料額を決定する。今回、基準額を減額する理由は、第 8 期において新型コロナウイルス感染症の影響等により、介護給付費の実績が計画額の 8 割程度となり、余剰となった保険料を介護保険財政調整基金に積み立てているが、これを第 1 号被保険者負担分として充てることができるためである。また、第 8 期同様、第 9 期においても新たな介護保険施設の増設を行わない予定であることなどから、基準額を減額することにした。

第 4 条において、第 9 期高齢者プランの計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度までの各所得段階の介護保険料の年額を規定しており、第 1 項は各段階の乗率を用いた額、第 2 項から第 4 項は、第 1 段階から第 3 段階の公費軽減後の額である。これにより第 1 段階は 1 万 8,800 円、第 2 段階は 3 万 2,000 円、第 3 段階は 4 万 5,200 円、第 4 段階以降は第 4 条の第 1 項で規定する額となり、第 13 段階は 15 万 8,400 円となる。

説明は以上である。

○委員長 説明は終わったが、質疑はないか。

○副委員長（掛下法示） 介護保険料が月額 500 円安くなるが、これは基金から出すのは今年だけで、来年度以降は元に戻すという意味か。

○高齢対策課長 今回の基準額は、第 9 期高齢者プランの令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の基準額となる。基金の繰り入れについては、状況において繰入をするということである。

○委員長 委員長を交代する。 (14 : 30)

○副委員長 委員長を交代した。 (14 : 30)

○宮本委員 答弁を求めるものではないが、私も 2 月 20 日の矢板市高齢者プラン策定委員会の会議に常任委員長ということで出席をした。そのとき、課長からも話があったとおり介護保険料が 6,000 円から 5,500 円ということで 500 円下がる説明があり、今後議会の承認を経て決定するという話があった。

そんな中、20 日の会議の後、21 日の朝刊に提案者とも思われる後援会のチラシの中で、いかにも既に決まったということで、多くの市民に知らしめられたと思う。この件に関しては、今日初めて常任委員会として審議をし、この後 13 日の本会議をもって決定することが、議会として、あるいは、担当課としての流れと思っている。こういうことがあること自体、大変、おかしい市政運営かなという気がしたので、あえて答弁は求めないが、報告ということにさせていただきたい。甚だ議会軽視で、問題であると私は思っている。以上である。

○副委員長 特に答弁ないということで、委員長を交代する。 (14:33)

○委員長 委員長を交代した。引き続き会議を再開する。 (14:34)

ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第 17 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決された。

【議案第 18 号】 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 19 号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 20 号】 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 21 号】 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

※ 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 18 号から議案第 21 号までを議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長 議案第 18 号から議案第 21 号までについては、国の省令改正に伴い、市が所管する介護サービス事業所の運営に関する規定の整備のための条例改正となるものであるので、一括して説明する。

（「議案書」44～153 ページにより説明）

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

介護予防支援事業者は、これまで地域包括支援センターのみを指定していたが、指定居宅介護支援事業所も指定を受けることが可能となることから、第 30 条等において、その従業員数や管理者等の規定を追加する。こちらについては第 3 条のほか、4 条、5 条、11 条、12 条、13 条、及び 31 条が関係するものとなる。

50 ページの第 22 条は、これまで事業所内に掲示していた重要事項をウェブサイトにも掲載することが義務づけられるものである。

51 ページから 53 ページ、第 29 条及び第 31 条において、身体的拘束等の適正化を推進するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を禁止し、やむを得ず行う場合はその理由等を記録することが義務づけられる。

53 ページの下段から 56 ページ、第 31 条において、サービス提供にあたって、面接やモニタリングの実施方法等が緩和される内容となっている。

次に、議案書の 58 ページ、議案第 19 号の朗読を省略し、59 ページからの条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

こちらの条例は、サービスの区分ごとに規定がされ、ページ数が大変多くなっているが、改正内容は概ね共通するものである。

初めに全てのサービスで共通する改正内容について説明する。

59 ページ、第 6 条等は指定介護療養型医療施設の廃止に伴う改正、61 ページ、第 7 条等は管理者の兼務範囲の緩和、例えば同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても兼務ができることなどが規定される。同じページの第 24 条、63 ページの 42 条等は、身体的拘束等の適正化、先ほど介護予防の支援のところで話したような内容となり、そちらの内容が規定される。62 ページ、第 34 条等は重要事項のウェブサイト掲載の義務づけについての改正がある。次に多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービスに共通する改正内容として、85 ページの第 106 条の 2 等、こちらは新規に追加になるが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務づけられる。

次に、居住系サービス、施設系サービスでは、88 ページの第 125 条等において、協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携が、施設によって努力義務または義務づけとなる。

個別の改正内容は、113 ページの第 197 条において、看護小規模多機能型居宅介護

サービスの明確化などの改正がある。

次に議案書の 119 ページ、議案第 20 号の朗読は省略し、120 ページの条文の朗読に代え、改正の内容を説明する。

こちらサービスごとに規定がされており、改正内容は先ほど説明した議案第 19 号に共通するものである。

指定介護療養型医療施設の廃止、管理者の兼務の範囲の緩和、身体的拘束等の適正化の推進、重要事項のウェブサイト掲載、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携体制に係る改正である。

次に、議案書 140 ページ、議案第 21 号の朗読は省略し、141 ページの条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

議案第 18 号から議案第 20 号までの改正内容と共通する改正として、管理者の兼務の範囲の緩和、サービス提供にあたっての面接やモニタリングの実施方法の緩和、身体的拘束等の適正化の推進、重要事項のウェブサイト掲載である。

個別の改正内容として、142 ページ、第 3 条において、介護支援専門員一人当たりの取扱い件数が、これまでの 36 人未満から、要件により 45 人未満または 50 人未満となる。

以上が、議案第 18 号から議案第 21 号の四つの条例改正の内容となる。

説明は以上である。

○委員長 説明は終わった。

これより議案第 18 号から議案第 21 号までに対し質疑を求める。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終わりにする。

続いて討論を行う。討論はないか

(なし)。

○委員長 なければ討論を終わりにする。

これより採決する。

議案第 18 号から議案第 21 号までは原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 18 号から議案第 21 号までは原案のとおり可決された。

暫時休憩する。 (14 : 43)

休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14 : 44)

【議案第 22 号】 矢板市営住宅条例の一部改正について

○委員長 議案第 22 号を議題とする。

○建設課長 (柳田 豊)

(「議案書」154 ページを朗読、155 ページにより説明)

条文の朗読に代えて、説明をする。

今回の一部改正については、本年度、上太田市営住宅低層住宅の解体撤去工事が完了したことに伴い、簡易耐火プレハブ造平屋建 2 棟 8 戸と簡易耐火プレハブ造 2 階建 4 棟 24 戸が減少したことにより、別表第 1 市営住宅の表中の上 2 段を削除するものである。

説明は以上となる。

○委員長 これより、議案第 22 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決された。

暫時休憩する。 (14 : 46)

休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14 : 46)

【議案第 23 号】矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部改正について

○委員長 議案第 23 号を議題とする。

○水道課長 (斎藤正樹)

(「議案書」156 ページから 161 ページにより説明)

今回の改正は、国において生活衛生等関係行政の機能強化を目的に水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、水道法の一部が改正されるので、関係する当該二つの条例において所要の改正を行うものである。

矢板市水道事業給水条例は、第 5 条第 1 項、第 34 条第 2 項ただし書き及び第 37 条第 1 項中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものである。また、それに合わせ第 16、19、26、35、36 及び 37 条中の次の各号の一つという古い表現を現代的な表

現の次の各号のいずれかという表現に改めるものである。

続いて、水道法施行条例は、第4条中に厚生労働大臣という文言があるが、内容は布設工事監督者と水道技術管理者の資格に関するものである。また水質、または衛生に関するものの二つが含まれており、それぞれを所管することになる国土交通大臣及び環境大臣に改めるものである。

またそれに合わせ、第2条中にある沈殿池の殿の漢字が、古い表記であるので、現代表記の文字に改めるものである。

施行期日は令和6年4月1日からである。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第23号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 条例と関係ないが、基礎自治体の水道はすごく難しいと思っている。矢板の水道の課題と展望みたいな思いをお聞かせ願う。

○水道課長 発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

水道について、少し話をさせていただく。

日本の水道は世界に冠たるものである。世界を見渡しても蛇口から水が飲める、直接飲めるのは10か国ぐらいしかないと聞いている。それが実現できるのは、良質な地下水、寺山ダム等の浄水、それらの設備が優れているからであり、そして次亜塩素酸ナトリウムという塩素滅菌により蛇口からの水を飲めるよう管理されてことにより担保されている。水道管の工事業者の皆さん、その資材を作っているメーカーの皆さん、施設を維持管理している皆さん、そちらの尽力があって、皆様のお宅においしい水を届けることができている。

しかしながら、パッキン1枚がなかったとすると、皆様のお宅に水を通すことはできない。それほど水道というのは繊細なものである。その繊細なものが相まっ

て、世界に冠たる日本の水道事業が成り立っている。その一端を担っているという誇りを持って我々水道事業者、水道業務を行っている。

しかしながら、前回も説明したが、人口減少に伴って給水の収入は減っていつてしまうのは避けられない事象であるかなと考えているところである。それに対応するには、今の水道施設のダウンサイジング化、そちらで効率よく、かつ、地域の市町村の枠を超えた広域化というのが必要になってくるのかなと考えているところである。

少し長くなるが、思い起こせば平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、水道施設において、寺山浄水場、そして中央配水池、片岡配水池というメインの三つを含めた多くの水道施設が被災してしまった。それにより市内の約 7 割から 8 割が長期断水という形になってしまった。私はそのとき上水道担当のリーダーを拝命しており、大変な経験をした。能登半島地震を例にとるまでもなく、地震大国日本、地震だけではないが、災害というのは避けられないものである。災害が起きたときに、少しでも水道施設においてはその被災が少なく、しかし、断水等の被災が発生してしまったときは 1 日も早い復興を目指すように、日々邁進していきたい。

これからも皆様のお宅に、美味しくて清浄で安全な水を 24 時間 365 日届けられるよう、水道事業を邁進していきたい。以上である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第 23 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決された。

暫時休憩する。 (14 : 55)

休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14 : 56)

**【陳情第 2 号】新型コロナワクチンの副反応報告の件数 予防接種健康被害救済制度
の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情**

○委員長 陳情第 2 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略し、審査する。自由討議により委員の意見を伺う。

暫時休憩する。 (14 : 58)

休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15 : 03)

○佐貫委員 確かにいいことではあるかと、一個人としては共感する部分もあるが、既に厚労省がやっていることでもあるので、矢板の母数の中で出てきたときの少ない件数を見るより、厚労省のほうを見ていただいたほうがいいのかと思うので、市単独というよりも、国のほうをちゃんと進めて行くとかという違う手段のほうが目的に合致するのかと思う。願意は分かるが、不採択でお願いします。

○小林委員 私としては願意妥当かなと。矢板市の状況の中であればと、そういうふうに思っている。1 のホームページで副反応の報告の件数を個人情報に配慮されて、今矢板市でどのくらいそういう状況があるかということを、市の状況であるのだから市のホームページで公表していただければいいかなと思っている。

この予防接種の被害救済制度があることの周知をさらにこのホームページで一緒に、一つのコーナーでと言ったらいいのか、作り方は分からないが、そういう形で

周知していただければいいかなと。

3 番目の申請認定件数については、実際に今どのような状況に進んでいるかと、私としては矢板市の現状、状況をお伝えいただければと。そういう意味では願意妥当と私としては思っている。それが可能かどうか。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 06)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15 : 23)

○高瀬委員 周知を図ることは大切かと思うが、メリットデメリットを考えた場合、個人の特定に当たる可能性もあるので、人口が少ない市にとってはそぐわない内容になっているので、不採択と私は考えている。

○渡邊委員 副反応については、それぞれ個人でちょっとした腫れを副反応と捉える方もいれば、それ以上の副反応が出たけれども、時間が経ったら収まったということで、副反応と捉えない方もいると思う。件数を正確に把握するのは難しいと思うので、私としては不採択で願する。

○齋藤委員 予防接種の被害状況の周知はいいと思うが、個人情報に関しては載せないほうがいいかなと思う。不採択で願する。

○小林委員 私は願意妥当にしたいと思う。陳情の1、2、3と挙げられているが、1 番目の副反応報告の件数、これは矢板市に副反応として届出があったものを報告していただければいいかなと思っている。

2 番目の予防接種健康被害救済制度の周知は、とても大切なことなのでホームページでも改めてこの救済制度を。なかなか自分で調べて、救済制度をパソコンで調べてというと、大変難しくてすぐに見つければいいが、なかなか難しいところがあるので、ホームページからすぐ見られるような、いけるような工夫をしていただければと思う。

3 番目のコロナワクチンの予防接種健康被害救済制度申請件数は矢板市でもしそういうものがあつたとすれば、矢板市はこういう状況にあるという、そういうものを公表していただければと。

そういうことで、今現状はどのようにやるのかということをやっぱり市民も知る必要もあると思うので、そういう意味で私としては妥当と考える。

○委員長 これより採決する。

陳情第 2 号は、不採択とすることに異議はないか。

(異議あり)

○委員長 異議があるので、起立により採決をする。

不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。

したがって、陳情第 2 号は不採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。 (15 : 27)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長